

○総務省告示第百四号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

一条第一項に規定する組合役員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員(法第百四十二条第一項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員(法第百四十二条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合員職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。长期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

[I • II 略]

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率
地方職員共済組合	25.7

[I · II 同左]

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率
地方職員共済組合	25.7

		1000
	義務教育職員	29.0
公立学校共済組合		<u>1000</u>
その他教職員		16.3
		1000
警察共済組合		20.1
		<u>1000</u>
東京都職員共済組合		18.6
		<u>1000</u>
指定都市職員共済組合		12.1
市町村職員共済組合		<u>1000</u>
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率
地方職員共済組合	0.8
	<u>1000</u>
地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率
地方職員共済組合	0.8
	<u>1000</u>

	義務教育職員	2.2
公立学校共済組合		
その他教職員	1.8 1000	
警察 共済組合	1.2 1000	
東京都職員共済組合	1.5 1000	
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合	1.1 1000	
都市職員共済組合		
	義務教育職員	2.2
公立学校共済組合		
その他教職員	1.9 1000	
警察 共済組合	1.2 1000	
東京都職員共済組合	1.5 1000	
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合	1.1 1000	
都市職員共済組合		

備考 案中の「 」の記載は付録である。